

〔原著論文〕

フランス1789年人権宣言における「市民」観念と外国人
<Citizen>and Nationality
in the Declaration of the Rights of Man and of the Citizen, 1789

菅原 真
Shin Sugawara

要旨 フランスの1789年「人および市民の権利宣言」における「市民」観念は、外国人を排除する観念であるのか。本稿は、この問いにささやかな検討を加えるものである。

この問いに対して、フランスの公法学説には二つの対立する見解がある。第一の説は、人権と市民の権利の間を「分離切断」し、外国人を含む全ての人に属する権利と、外国人には保障されずフランス市民だけに限定された権利とに区別する考え方である。第二の説は、人権宣言の起草者たちの「普遍主義」的ないし自然法論的観点からこの1789年宣言を再定位するというものである。

1789年宣言の諸条項それぞれ自体を再検証し、またフランス革命初期における立法者意思、1789年当時においては「普遍主義的潮流」が「ナショナルな潮流」を上回っていたこと等を総合的に斟酌すると、この第二説の解釈が妥当性を有すると考えられる。

キーワード：1789年「人および市民の権利宣言」、国籍、市民、国民、外国人

はじめに

従来、フランスの1789年8月26日「人および市民の権利宣言」(Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen) (以下、「1789年宣言」とする。)の「市民」観念は、フランス公法学において、従来、当然に「国籍保持者」を前提としているものと考えられてきた¹。例えば、フランス革命初

¹ 筆者も、かつてこの点を次のように論じていた。「1789年8月26日、フランスの憲法制定国民議会で採択された『人および市民の権利宣言』は、『人 (homme)』の権利と『市民 (citoyen)』の権利とを峻別している。ここで市民とは、ルソーが確認していたように主権的権利行使の主体であり、『市民の権利』とは、一般意思の形成に参加し、公職に就任することのできる権利である(第6条)。しかし、この市民の権利を外国人は享有しえない。(…)シェイエスは、1789年7月21日の議会演説において、自然的市民的権利(受動的権利)と政治的権利(能動的権利)とを区別し、後者の享有主体を『能動的市民 (citoyens actifs)』に限定した。その上で彼は、いわゆる『納税者株主論』により、女性・子ども等とともに外国人が『能動的市民』とはなり得ないと言明している。」(拙稿「フランス革命期における『国民主権』原理と外国人参政権」憲法理論研究会編『立憲主義とデモクラシー』(敬文堂、2001) 74-75頁)。筆者は、1789年宣言の「市民」観念に関するこの部分について、本稿によって、従来の自己の見解を修正せざるを得ない。

期の諸憲法典における「市民」資格と「国籍」の関係について論じたフランソワ・ボレラ (François BORELLA) は、「民衆の主権が国民 (Nation) にあるのか、人民 (peuple) にあるのかは、あまり重要なことではない。なぜなら、どちらも実際に市民を構成し、そこでは国籍保持者を意味するからである」²と指摘し、革命期の憲法典における市民権と国籍は同一視し得るものと考え³、或いは「市民権とは、国籍保持者のうち少数者が主権へ能動的に参加することである」⁴と述べ、より厳密には、市民権は国籍の部分集合である旨を主張する。

もっとも、「市民権」という言葉は、現在、多用な文脈で用いられている。樋口陽一が指摘するように、「語源的には、<citoyen> は徹頭徹尾公的存在であり、<citoyen=politique> だけがあり得た。しかし、近代実体公法は、<ctoyen> を公的存在と私的存在とに分裂させ、<citoyen=politique> と <citoyen=civil> の二元構造をもたらした」⁵のである。言語学的にみて興味深いのは、<citoyen> の形容詞形に <civique> と <civil> があり、前者は「公民権剥奪 (privation des droits civiques)」などのように、古代ギリシャや古代ローマで使用されていた「市民」の原義に忠実な公的・政治的意味で用いられているのに対し、後者は、「民法典 (Code civil)」のように、私的ないし市民社会的な意味で使用されていることである。現在、「市民社会の様々な領域で主張される『新しい市民権 (nouvelles citoyennetés)』」⁶も、この後者の一例であると考えられる⁷。

² F. BORELLA, « Nationalité et citoyenneté en droit français » in Dominique COLAS (sous la direction de), *L'État de droit*, PUF, 1987, p.40. 参照、樋口陽一『近代国民国家の憲法構造』(東京大学出版会、1994年) 141頁以下。

³ ボレラは、最新の著書においても次のように述べている。「フランス革命は、国籍に関する諸ルール (les règles de la nationalité) を定め、そこでその諸ルールを確立する主権を国民 (nation) に移譲した。1791年憲法は、最初の国籍法典 (le premier code de la nationalité) を創設した」(F. BORELLA, *Éléments de droit constitutionnel*, Presses de la Fondation nationale des Sciences Politiques, 2008, p.163) (下線部は、原文斜字体)。なお、ボレラも同書で指摘しているように、ナポレオン法典 (1804年) 以降、国籍に関する諸ルールは憲法典ではなく、民法典に挿入されることになる。このことの意味を説明する近時の興味深い見解として、参照、水林彪「近代民法の本源的な性格—全体体系の根本法としての Code civil—」広中俊雄責任編集『民法研究』5号 (信山社、2008) 1頁、山元一「<法構造イメージ>における憲法と民法」『法学セミナー』646号 (2008) 12頁。

⁴ F. BORELLA, « Nationalité et citoyenneté en droit français », *op.cit.*, p.41.

⁵ 樋口陽一・前掲書 (注2) 156頁。

⁶ D. LOCHAK, « Comment définir la citoyenneté ? » in B. DELEMOTTE, J. CHEVALLIER (sous la direction de), *Étranger et citoyen : Les immigrés et la démocratie locale*, L'Harmattan, 1996, p.13.

⁷ この点に関して、日本の社会学によって紹介されたフランスの「新しい市民権」論は、外国の地方参政権にとって有効な理論として流布されているように思われるが、実はそれほど明晰なものではない。例えば、宮島喬は次のように紹介する。「『新しい市民権』という言葉自体は、1986年、シラク内閣の下で企てられた国籍法の改正をきっかけとする国内、各界での活発な議論のなかで登場するのであるが、そこでは中心的アクセントが置かれたのは、「居住原理による市民権」であった。ではそれは、いわゆる外国人地方参政権の要求なのだろうか。イエスであり、またノーであろう」(宮島喬「『新しい市民権』と地域市民権—フランスの移民新世代の国民化と市民化—」『立教大学社会学部研究紀要』44号 (2002) 7頁)。しかし、この宮島の指摘には、重大な事実誤認がある。「新しい市民権」という言葉は、1981年7月9日、国民議会において当時の社会党内閣の首相モーロワ (Pierre MAUROUY) の演説によって公認されたものであり、厳密な意味での政治的領域以外⁸の社会的領域全体 (職場や企業などの「市民社会」) が、この市民権の及ぶ射程範囲である (Voir, D. LOCHAK, « La citoyenneté : un concept juridique flou » in Dominique COLAS, Claude EMERI et Jacques ZYLBERBERG (sous la direction de), *Citoyenneté et nationalité : Perspective en France et au Québec*, PUF, 1991, p.204)。

しかし、本稿の目的は、「市民権」の現代的展開⁸を縷々論じることではない⁹。本稿は、あくまでも、1789年宣言における「市民」観念がそもそも外国人を排除する観念であったのかについてささやかな検討を行うことを意図しているにすぎない(もっとも、この宣言は、現行「憲法ブロック」を構成しており、現代的意味を有することにも注意されたい)。

さて、現代において「国民」と「外国人」とを分かつ法的指標は、いうまでもなく「国籍」(nationalité)である。現代フランスの法学辞典によれば、「国籍」とは、まず自然人のそれとして、「ある国家 (État) の法律によって規定される、ある個人を当該国家に結び付ける法的・政治的紐帯 (lien juridique et politique)」¹⁰と定義される。さらに、法人の国籍、船舶・航空機など物の国籍と続き、第四義として、人の集合体の意味での「国籍」について、「その固有の国家を有すること、又は結び付けられた国家の内部でその独自性を擁護する規範を享受することを望み得る(人種、文化、言語という)共通の特徴を有する人々の総体」¹¹と定義される(ちなみに、我が国の『フランス法辞典』では、この意味で用いられる場合に「民族」という訳語が当てられている¹²)。

しかしながら、実はこの「国籍 (nationalité)」という言葉それ自体は、大革命初期においては存在していなかった。当時存在していた言葉は「市民 (citoyen)」であり、「フランス人 (Français)」であり、「国民 (nation)」であり、「外国人 (étranger)」である。ボレラによれば、「国籍」という言葉が使用されるようになったのは1808年であるとされる¹³。もっとも、言葉の不存在が実質的な意味での「国籍」の不存在を意味しないことは言うまでもない。事実、革命初期の諸憲法典に

「居住市民権」としての「新しい市民権」はその後、たしかに一部の論者によって「外国人住民のための投票権の要求」にもつながっていくが、現状では、「選挙権という厳格な枠組み以外での参加を考えるよう余儀なくされている」(Voir, D. LOCHAK, « Comment définir la citoyenneté ? », *op.cit.*, p.25)。

これと同様の指摘をする者に、ドミニク・シュナペール (Dominique SCHNAPPER) がいる。彼女は、三つの「新しい市民権」、具体的には、①マーストリヒト条約上のEU市民権を意味する「『新しい』ヨーロッパ市民権」(la « nouvelle » citoyenneté européenne)、②「居住市民権」(la citoyenneté-résidence)、③ユルゲン・ハーバーマス (Jürgen HABERMAS) によって提起された「ポスト・ナショナルな市民権」(la citoyenneté postnationale)を議論の俎上に載せる。彼女にあっても、「居住市民権」の射程範囲は、地方参政権・公務就任権にまでは及んでいない。それは、狭義の政治生活への参加の権利や投票権を承認しなくとも、外国人を含むすべての者に、滞在の権利や民事的・経済的・社会的諸権利の行使を保障する市民権として理解されている。Voir, D. SCHNAPPER, *Qu'est-ce que la citoyenneté ?*, Gallimard, 2000, pp.246 et suiv.

⁸ フランスにおける「市民権」の展開を論じた日本憲法学の優れた先行研究として、参照、水鳥能伸「フランス憲法における『市民権』概念小論」阪本昌成編『畑博行先生古希記念：立憲主義—過去と未来の間—』(有信堂、2000) 78頁。

⁹ 外国人の公務就任権との関係で「市民権」観念の展開を追ったものとして、参照、拙稿「フランスにおける外国人の公務就任権に関する一考察—近代国民国家における『国籍』・『市民権』観念の研究序説—」(博士論文、2008年東北大学提出) (『法学』73巻5号(2009)以降掲載予定)。

¹⁰ Gérard CORNU (sous la dir.), Association Henri Capitant, *Vocabulaire juridique*, 4^e éd., PUF, 2003, p.584.

¹¹ *ibid.*, p.584.

¹² 山口俊夫『フランス法辞典』(東京大学出版会、2002) 381頁。

¹³ F. BORELLA, « Nationalité et citoyenneté en droit français », *op.cit.*, p.29.

は、フランス市民の資格喪失するケースとして「外国への帰化」が挙げられており¹⁴、現代フランスの公法学者によってそのことの持つ意味が説明されている。例えば、「市民の権利行使」の喪失要件として「外国への帰化」を定めていた1793年憲法第5条の解釈論として、ステファン・カポラル (Stéphane CAPORAL) は、「外国に帰化すること、すなわち国籍を放棄すること—この当時、二重国籍の観念は存在しない—は、市民権を放棄するのと明らかに同じことを意味する。反対に、フランス市民の資格を現実取得することは、帰化に類似しているように考えられる。」「外国人にとって、市民になるということは、論理必然的に、他の一切の帰属を捨て去るということと同じ意味であった。」¹⁵と指摘し、この条項が実質的な意味での国籍要件であることを認める。また、ヴィダ・アズイミ (Vida AZIMI) も、「フランスの新しい社会秩序に反抗的かつ敵対的なヨーロッパにおいて、二重の忠誠は、加えて帰属と忠誠の明らかな矛盾を示している。アンシャン・レジームと同時に大革命に属すること、臣民であると同時に市民であることはあり得ないであろう」¹⁶と指摘し、同様にこの規定が国籍について論じていることを承認する。

そこで、本稿では、革命当時においても実質的な意味での「国籍」要件は存在し、「外国人」という言葉が用いられていたと考え、この言葉についても適宜使用していく。

1. 革命期の外国人に対する二つの潮流の対立：普遍主義的潮流とナショナルな潮流

フランス革命期における外国人に対する考え方には、大きな二つの潮流があったと考えられる。一つは、18世紀のコスモポリタン思想の影響を受けた普遍主義的潮流であり、もう一つは、ナショナルな潮流である¹⁷。第一の潮流は、公的・政治的領域を含め、国民の権利と平等な権利を「人」の資格で外国人にも承認することができると考えており、第二の潮流は、反対に、「市民」を「国民」と同一視することにより、結果として、公的・政治的権利の享受を「国民」=「市民」に限定する。

革命の当初から、憲法制定国民議会は「外国人」を意識していたと思われる。1789年8月4日に採択されたデクレは、「一つの憲法とともに、一つの国民共同体を、そして一つの統一法、すな

¹⁴ 1791年憲法は「フランス市民の資格」の喪失要件として「外国への帰化」を規定した(第2編第2条)。ジロンド派憲法草案は「市民」資格の喪失要件として(第2編第2条)、1793年憲法は「市民の権利行使」の喪失要件として(第3章第5条)、それぞれ「外国への帰化」を規定した。

¹⁵ S. CAPORAL, « Citoyenneté et nationalité en droit politique interne », in G. KOUBI (sous la dir. de), *De la citoyenneté*, Litec, 1995, pp.67-68. 参照、光信一宏「フランス1793年憲法と外国人の選挙権(一)」『愛媛法学会雑誌』29巻1号(1998) 70頁。

¹⁶ V. AZIMI, « Le suffrage « universaliste », Les étrangers et le droit électoral de 1793 », in J. BART, J.-J. CLERE, C. COURVOISIER et M. VERPEAUX (sous la dir. de), *La Constitution du 24 juin 1793, L'utopie dans le droit public français ?*, EUD, 1997, p.220. 参照、拙稿・前掲(注1) 83-84頁。

¹⁷ J. PORTEMER, « L'étranger dans le droit de la Révolution française », in *Recueil de la Société Jean Bodin, t. 10, L'étranger*, Les éditions de la librairie encyclopédique, 1958, pp.533-552.

わちフランス人の一つの共通法を」創設することによって、州や都市のあらゆる特権を永久に廃止することをその内容としていた¹⁸（下線は引用者）。したがって、国民共同体に帰属するに際しては、「市民」とそうでない者とはが区別され、「市民」の資格に結びついた幾つの特権は、市民資格を有する者のみに付与されることを承認することになる。ダニエル・ロシャックの言葉を借りれば、それは、「革命思想のパラドックスまたは悪結果」ということになる。国王から国民への主権の移譲は、国民主権の資格保持者である「国民」を構成することになる「市民」によって引き起こされた革命が成就したことによる。しかし、それによって、「市民」とそうでない者との間に境界線が設定されることによって、国民国家を「ロックアウトする」結果がもたらされた¹⁹。

しかし、「市民」とそうでない者との間のこの境界線の設定は、公的領域から外国人を排除することを直接には意味していないとも考えられる。その証拠に、8月4日直後に、国民議会は1789年宣言を起草し、その第1条は、「人は、自由かつ権利において平等に生まれ、存在する」と規定している。そこでは、「人」一般の権利が宣言され、すべての人の平等を引き合いに出すことにより、外国人に対しても人権を保障するとともに、国民と平等な資格があることを謳った。

18世紀末のコスモポリタン思想に忠実な人権宣言をつくりあげた大革命は、当初、他国民を解放するために普及することを望む「国境なき革命」としてその活動を展開した²⁰。そして、その領土内に居住する外国人には、「人」の資格で、フランス人と同等の権利を承認した。その目的は、フランスに「世界共和国 (République universelle)」を建設するという観点から、その革命的理想を普及するために、外国人が貢献すると考えられたからだと考えられる²¹。

しかし、たとえ大革命が「開かれた革命」であったとしても、外国からの脅威と国内の脅威とが結び合わさった時、その開かれた状態は閉じられ、その方向性を逆向きに変更する。それまで仲間とされ、「同国人 (concitoyen)」とさえ呼ばれていた外国人たちは、「他者」、「敵」、「陰謀家」へとその呼称が変わり、フランス革命のあらゆる危機の原因を押し付けられるとともに、集団的に陰謀を先導したとして非難された²²。そして、共和歴Ⅱ年雪月5-6日(1793年12月25-26日)にロベスピエール (Maximilien ROBESPIERRE) が行った「革命政府の方針に関する報告」に基づき、「革命的措置」として「外国において生まれたすべての個人は、フランス人民を代表する権利

¹⁸ *ibid.*, p.535.

¹⁹ D. LOCHAK, « La citoyenneté : un concept juridique flou », *op.cit.*, p.182.

²⁰ 西川長夫の以下の諸業績を参照せよ。西川長夫「フランス革命と国民統一比較史の観点から」『思想』789号(1990)119頁(のちに同『国民国家論の射程あるいは<国民>という怪物について』(柏書房、1998)に所収)、近代社会史研究会(問題提起：西川長夫)「フランス革命と国民統一社会史と国家論の接点を求めてⅠ」『Justitia』2号(1990)199頁、西川長夫「国民(Nation)再考—フランス革命における国民創出をめぐる—」『人文学報』70号(1992)1頁。

²¹ 拙稿「フランス革命初期における『外国人』の政治参加(五・完)」『成蹊論叢』40号(2003)32頁。

²² A. MATHIEZ, *Études robespiéristes : La conspiration de l'étranger*, Armand Colin, 1918.

を認められない」とするデクレが採択され、トマス・ペイン (Thomas PAINE) とアナカルシス・クローツ (Anacharsis CLOOTS) という2名の外国出自の議員を国民議会から追放することを宣言したとき以降、外国人排除の論理は決定的となり、以後その論理が貫徹していくことになる²³。

革命期において、外国人に対する「普遍主義的 (universaliste) 潮流」と「ナショナルな (nationaliste) 潮流」とは、時に「交錯し」²⁴、対立した。フランス革命の最初の数年間 (1789年～1793年) は、「市民権」観念も両者の間で揺れ動いた。革命期の多くの法文書は曖昧で、両義的であることも関係しているであろう。しかし、たとえ「普遍主義的潮流」が革命初期に勝っていたとしても、結局、最終的には、フランス革命は「ナショナルな潮流」による解釈が持続し、勝利を収めたと考えられる。

2. ミシェル・トロペール (M. TROPER) の仮説

「普遍的友愛」というコスモポリタン思想²⁵が支配的となっていたフランス革命の最初の数年間、国民議会議員たちは、外国人に対して市民権を広く開放することを認めようとした。彼らの関心は、特権的な公的・政治的権利を享有する「国民」を定義することではなく、反対に、主権を有する「国民」を構成する「市民」を神聖化し、その資格保持者に特権的な公的諸権利を付与することであったと考えられる。革命初期の諸憲法典において、「国民」でなく、「市民」の権利行使が詳細に規定されているのはその証左である。しかし、彼らにとって「国籍」概念なしに満足することは可能だったのであろうか。

この問いに対して、トロペール (Michel TROPER) は極めてシンプルな解答を行っている。すなわち、「national」というカテゴリーは、革命家たちの目には存在していなかったというのである²⁶。しかしながら、「国民国家」の生成と展開という歴史の現実を考慮すると、この説明を理解することは困難であるように思われる。「国民なしの国民国家」を理解することは不可能であるし、また「普遍的な人権」ではなく、「普遍的市民権」(フランス人の特権が構成されていない市民権)を構想することも不可能であるように思われるからである。しかし、歴史家ヴァニッシュ (Sophie WAHNISH) によれば、大革命においてコスモポリタン思想が支配的であった時期において、「市民」の観念は普遍主義と矛盾したものではなく、国民国家は外国人の排除を前提としていないという。革命家たちの政治的計画は、大革命を「輸出し」、それを普遍化・世界化するという意思

²³ 参照、拙稿「フランス革命初期における『外国人』の政治参加(三)」『現代社会文化研究』22号(2001)134頁以下。

²⁴ J. PORTEMER, *op.cit.*, p.534.

²⁵ このコスモポリタン思想については、参照、M. BORGETTO, *La notion de fraternité en droit public français. La passé, le présent et l'avenir de la solidarité*, L.G.D.J., 1993, p.54 et suiv.

²⁶ M. TROPER, « La notion de citoyen sous la Révolution française », in *Etudes en l'honneur de Georges Dupuis : Droit public*, LGDJ, 1997, p.308.

に満ち溢れており、それは、「市民」を「国民」の内部に「再閉鎖」しないことを前提としていた²⁷というのである。このトロバールの仮説を検証するためには、革命期の最初の数年間における「市民」観念を検討し、その展開を探究することが必要であろう。

従来、フランスという国家の典型的な理念モデルにおいては、「国民 (Nation)」は「熱望の共同体」の上に立脚し、結果的に、その出自がどこであれ、全ての者に開かれていると考えられてきた。フランスの「国民」は「市民契約」の上に立脚するのであって、「特性」や「特定の人種」に立脚するのではない²⁸。

「国民による国家の征服は、絶対君主制の崩壊によって著しく容易になった」²⁹とハンナ・アレント (Hannah ARENDT) は指摘する。なぜなら、王政が廃止され、国民主権が宣言されたことにより、国民の間に存在する関係は、もはや王権神授説による神授権の君主に対する忠誠関係ではなく、「市民の共同体」としての国民の間の水平的関係へと変化したからである。したがって、国家機関は、国王に奉仕するために独占されることが否定され、「国民の道具 (instrument)」へと変わる。革命後に公務員として働くことは、「国民のために」働くことを意味する。このことは、必ずしも、革命前に「外国人」であった者の公務就任を阻止する効果をもたらさなかった。

たしかに、1791年憲法は、選挙権を行使し、主要な公務に就任するためには、「能動的市民」の資格を有することを前提とする。しかし、それは革命前に「外国人」であった者にとって、特別の障害にはならなかった。なぜなら、彼らは、フランス生まれの者と同じように、1790年4月30日のデクレによって、フランス領土に居住し、社会的・経済的な一定の基準を充たした場合に、自動的に「フランス市民」になっていたからである³⁰。

しかし、革命家たちが、フランス人とかつて外国人であった者との区分を、市民と非市民という区分に置き換えなかったかどうかは別に問題となり得るであろう。すなわち、1789年宣言における「人権」と「市民の権利」の解釈において、外国人を含むすべての者に開かれた「人の権利」と、フランス市民のみに留保された「市民の権利」の区別を創設していると理解するべきか、或いは反対に、社会集団の構成員という資格でフランス生まれの者と外国生れの者とを区別することな

²⁷ S. WAHNICH, *L'impossible citoyen : L'étranger dans le discours de la Révolution française*, Albin Michel, 1997.

²⁸ D. SCHNAPPER, « La citoyenneté : perspectives historiques et théoriques. Les processus de l'intégration en France », in *Cahier de la Documentation Française : Citoyenneté et société*, 1997, pp.14 et s.

²⁹ H. ARENDT, *Les origines du totalitarisme : L'impérialisme*, Seuil, 2006, p.182.

³⁰ 1790年4月30日「フランス市民になるために外国人に必要とされる要件に関するデクレ」(A.P., 1, st.15, p.340)。参照、拙稿「フランス革命初期における『外国人』の政治参加(一)」『現代社会文化研究』17号(2000)84頁。なお、歴史家マチエは、「前例のないこの自由主義的なデクレによって、フランスに居住する最大数の外国人が、結果的に古来からのフランス人と完全に同一視されることになる。彼らは国民衛兵に入隊し、良好な秩序を確保する責務を負われ、武器を所持し、被選挙人団に加入し、全ての職業に就く資格を有した」と指摘している (A. MATHIEZ, *La Révolution et les étrangers : cosmopolitanism & défense nationale*, La Renaissance du Livre, 1918, p.31)。

く「人」と「市民」の規定を置いていたと理解すべきかはさらに検討される余地がある³¹。

3. 1789年宣言における「市民」はフランス人のみを内包する観念か

ロシャックによれば、「人」と「市民」という言葉の用法は、革命期の法文書、特に1789年宣言の、「途方もない曖昧さ」によってただ驚かされるばかりである³²。さらに、ヴァネル (Marguerite VANEL) も、大革命の時期においては、「フランス人の資格と市民の資格の間に、その精神において (...) 大きな混同が生じている」と指摘する。この混同は、用いられていた言葉の不明確さによって容易に説明され、実際に、「市民」という言葉は、数年の間に意味を変化させ、ある時代には、複数の意味を受け入れることができたからだとされる³³。

この問題について、フランスの公法学説には二つの対立する見解がある。第一の説は、人権と市民の権利の間を「分離切断 (découplage)」³⁴し、外国人を含むすべての人に属する権利と、外国人には保障されずフランス市民だけに限定された権利とに区別する考え方であり、これは、「人権」に對して「市民の権利」を置いた立法者意思によって説明され得るとするものである。この見解は、結果的に、フランス人でない市民、又は国籍のない者の市民権は存在し得えないことになる。第二の説は、人権宣言の起草者たちの「普遍主義」的ないし自然法論的観点からこの1789年宣言を再定位するというものである。革命家たちは、フランス人のためだけでなく、「すべての人」のために活動した。したがって、市民の権利は、特定の人、すなわちフランス人を対象としたものではなく、人一般、社会集団の構成員すべてを対象としているとするのである。要するに、この「人権」と「市民の権利」という二つの観念が、ともに普遍的なものと認識されるべきものなのか、それともフランス人という特定の空間のみに制限されるものと認識されるべきなのか、

³¹ もっとも、「市民」観念は、革命期に固有のものではない。それは、かなり以前から存在する観念である。いかなる者も、「市民権」概念の起源を無視してはならない (C. BRUSCHI, « Le droit de cité dans l'antiquité : un questionnement pour la citoyenneté aujourd'hui », in *La citoyenneté*, *op.cit.*, 1988, p.127 ; D. SCHNAPPER, *op.cit.*, Gallimard, 2000, pp.12 et s.). 16世紀にジャン・ボダン (Jean BODIN) は、既に「市民」という言葉を近代的意味で用いていた (J. BODIN, *Les six livres de la République*, livre 1, chapitre 6, 1576)。それは、まず「都市の住民」(bourgeois, habitant d'une cité)を意味するものであった。次に、この言葉は、他国の住民である外国人との対比を含意した上で「ある国の住民 (l'habitant d'un pays)」を意味するものであった (Voir, D. LOCHAK, « La citoyenneté : un concept juridique flou », *op.cit.*, p.181. ロシャックは、市民とは、公共の利益、当該国家の利益に身体を捧げた人を意味すると記している)。ボダンはフランス臣民たる「自然市民 (citoyen naturel)」と「帰化市民 (citoyen naturalisé)」とを区別しているが、この「市民」観念は、いずれも「国民、すなわち国の住民」と同義であると考えられる (M. VANEL, « Le Français d'origine dans l'ancien droit français (XVème- XVIIIème siècle) », *Revue critique de droit international* (Niboyet), n° 3-4/1946, Sirey, p.277)。

³² D. LOSCHAK, « L'étranger et les droits de l'homme », in *Service public et libertés : Mélanges R. E. Charlier*, Éditions de l'Université et de l'Enseignement moderne, 1981, p.621.

³³ M. VANEL, *Evolution historique de la notion de Français d'origine du XVIe siècle au code civil : contribution à l'étude de la nationalité française d'origine*, Ancienne imprimerie de la Cour d'Appel, 1945, p.96.

³⁴ J. KISSANGOULA, *La Constitution française et les étrangers*, L. G. D. J., 2001, p.43.

という解釈上の争いである。

(1)「市民の権利とは、フランス市民の権利である」とする見解

「市民の権利とは、フランス市民の権利である」とする見解は、学説上、第三共和政期以降、伝統的に支配的であった考え方である。

例えば19世紀前半、ラフェリエール (Firmin LAFERRIÈRE) は、「フランス市民という表現は、それが我が国の政治的・市民的諸法律の言語として用いられるようになって以降、異なる語意を有していた。(…)まさに1789年の人および市民の権利宣言において、最初に、その第6条でこの表現が用いられており、それはフランス人という言葉と同義かつ一般的意味で用いられている」³⁵。その上で彼は、同宣言の第6条³⁶について検討する中で、「1791年憲法は、最も明確にフランス人および市民のアイデンティティを構築した。すなわち、人々がフランス市民と呼ばれるのは、人々がフランス人だからである」と強調している。また、カレ・ド・マルベル (Raymond CARRÉ DE MALBERG) も、選挙公務説を論じながら、この1789年宣言について次のように論じている。「フランス人であるための必要な要件を充たしているすべての個人は、同時に、かつそのことのみによって、『市民』である。この法文書によれば、その二つの身分は調和する。この二つの身分は、他方なくして一方が獲得され得ないし、喪失され得ない」³⁷。

今日でも、多くの学者が1789年宣言について、こうした見解を支持している。

例えば、テュルパン (Dominique TURPIN) は、1789年宣言は「『人および市民』の権利の宣言であり、それ自体国籍の属性である市民権を所有しない者たちに、一定数の憲法上の権利」、すなわち「憲法上の人権」を「付与した」のである。しかし、反対に、この法文書によって、「外国人は、市民のみに留保された諸権利の享受から排除された」³⁹と指摘する。彼によれば、すべての者に開かれた「人の権利」と、国籍保持者のみに保障された「市民の権利」との間の「分離」は明白であ

³⁵ F. LAFERRIÈRE, *Cours théorique et pratique de droit public et administratif*, 3^{ème} éd., Cotillon, 1850, t. 1^{er}, livr. 1, chap.1, sec. 4, p.106.

³⁶ 人および市民の権利宣言第6条は、以下のように規定する。「法律は、一般意思の表明である。すべての市民は、自ら又はその代表者によって、その形成に参与する権利をもつ。法律は、保護を与える場合にも、処罰を加える場合にも、すべての者に対して同一でなければならない。すべての市民は、法律の前に平等であるから、その能力にしたがって、かつ、その徳行と才能以外の差別なしに、等しく、すべての位階、地位および公職 (toutes dignités, places et emplois publics) に就くことができる」。

³⁷ R. CARRE DE MALBERG, *Contribution à la théorie générale de l'Etat*, Sirey, 1922, Réédition présentée par Éric MAULIN, Dalloz, 2003, p.432.

³⁸ F. LUCHAIRE, « La lecture actualisée de la Déclaration des droits de l'homme et du citoyen de 1789 », in *La déclaration des droits de l'homme et du citoyen et la jurisprudence*, PUF, 1989, pp.215-240. 参照, J. KISSANGOULA, *La Constitution française et les étrangers*, op.cit., pp.46 et s.

³⁹ D.TURPIN, « Le statut constitutionnel de l'étranger », in *Les Petites Affiches*, 15 mars 1991, n°32, p.13.

る。ベセ (J-M. BÉCET) とコラル (D. COLARD) の場合も同様に、「人」と「市民」の選択的用法は、決して革命家たちの思想において不確実性が存在したわけではないという。すなわち、革命家たちは、すべての者に属する「存在の自由 (libertés d'être)」と、各市民だけに属する「行為 (l'action)」との間に違いがあることを認識した上で、両者を区別していたというのである⁴⁰。さらに、プショー (Eric PEUCHOT) は、「何人かの学者が論じていた『注意深い読者に衝撃を与えることになる用語の驚くべき曖昧性』」⁴¹がそこに存在し得るといふ指摘を拒否した上で、「外国人は人の諸権利を享有するが、市民の諸権利を享有しない」⁴²と端的に回答する。プショーは、「1789年8月26日の宣言は、諸観念に関するフランスの熱心な勧誘に合致した普遍主義的使命を有しており、(…)この困難性を解消するために、いかなる積極的援助も提案しているようには思われない」ことを承認しつつ、「『あらゆる主権の淵源は、本質的に国民にある』と規定する1789年宣言第3条の規定を忘れてはならないし、この宣言が、市民の代表者から構成された『国民議会』によって定式化されたことも忘れてはならない」と指摘する。そこで、国民議会を構成していた者たちは、「フランス人であることを欲するフランス人であり、要求するフランス人であり、フランス市民に認めるべき諸権利を考慮するフランス人」である。「その第6条によって(…)、1789年宣言は、市民を法規範の唯一の創造者にする。そこでこの市民とは、国民の意思を表明するところの、総体としてのフランス人民を意味する。さらに、第6条は(…)、外国人が選挙権を持ちうるという考え方を排除しながら、市民のみに政治的参加を承認する」と述べた上で⁴³、「1789年宣言は、その普遍主義の彼方で、フランス人の諸権利、フランス人民の諸自由を対象としている。(…)それは、国民に留保されている。このことは、フランス憲法・政治史において変わることなく存在したことであり、この永続性は、学説上、多数派の問題提起を惹起することは決してなかった(…)し、国籍要件は、常に求められていた。(…)外国人資格の無能力は、フランスの法的伝統における一つの規範である」⁴⁴と結論づける。

しかしながら、F・リュシェール (François LUCHAIRE) によれば、革命期の諸憲法のこうした読み方は、文法上の観点からも歴史的観点からも不正確であるとされる。

⁴⁰ J-M. BÉCET et D. COLARD, *Les droits de l'homme*, Economica, 1982, pp.27-28.

⁴¹ この「何人かの学者」とは、ロシャック、ボルジュット、オリヴィエ・ル・クール・グランメゾン (Olivier LE COUR GRANDMAISON) を主として念頭においていると考えられる (Voir, D. LOSCHAK « L'étranger et les droits de l'homme », *op.cit.*, p.621, M. BORGETTO, *op.cit.*, p.5, O. LE COUR GRANDMAISON, *Les citoyennetés en révolution (1789-1794)*, PUF, 1992, p.100)。しかしながら、プショーが投票権の視点からだけでこの問題に取り組んだのに対し、ロシャックは、1789年宣言に規定された人および市民の権利の全体に言及している点に留意する必要がある。

⁴² E. PEUCHOT, « Droit de vote et condition de nationalité », *R.D.P.*, 1991, p.488 et p.492.

⁴³ *Ibid.*, p.489.

⁴⁴ *Ibid.*, p.492.

(2)「市民の権利とは、フランス市民のみの権利を意味しない」とする見解

ロシャックによれば、1789年宣言の「注意深い解釈」を行えば、「『人』と『市民』という言葉が、全体としてアナーキーで、しばしば非論理的な用いられ方をしていること」、また、「より明確で、それほど広い意味で用いられているわけではない『市民』という用語が、その言葉が用いられている同じ条文や同じ句の中で、普遍主義を内包する言葉（『すべての人 (tout homme)』、『いかなる人も (nul homme)』、『各人 (chacun)』、『すべての者 (tous)』…)と不断に変化させて用いられている」ことが認識でき、「人」と「市民」とは「互換性のあるように思われる」言葉であることが理解できるとされる。彼女によれば、この曖昧性は、「宣言された諸権利の実際の資格保持者に関する不確実性の中に」最終的に位置づけられることになる⁴⁶。ボルジェット (Michel BORGETTO) は、「言語上の変化」がこの時代に採択された諸宣言に見出せることを確認した上で、外国人に関して確固とした立場に立ってその結論を導き出すことができないと指摘し、この見解を擁護している⁴⁷。さらにトロペールは、1789年宣言における「市民」観念の用法の「曖昧さ」にもかわらず、その意味は「明瞭」であるとする。すなわち、たとえこの言葉が「二つの異なる意味で用いられた」ことが決して明瞭ではないとしても、「この二つの意味は現代的な二つの意味とは合致しない。なぜなら、『市民』という言葉は、決して『国民』という意味ではないからである」⁴⁸と述べている。

①この見解の根拠(1) —1789年宣言の文言それ自体に内包される矛盾

「市民」という用語は、社会集団の全ての構成員を意味するとする最も広い意味で用いられるとの仮説から、1789年宣言の文言をつぶさに調べると、同宣言における「人」と「市民」の用法をめぐっては、幾つかのケースに類型化することができる。

第一に、同宣言には、「人」と「市民」が混在して用いられ、或いは本来「人」を対象にしているはずなのに、「市民」という用語を用いているケースがある。まず、第7条は、「法律によって召還され、または逮捕されたすべての市民は、直ちに服従しなければならない」と規定している。次に、第11条は、同じ条文内で「人」から「市民」へと、その言葉が変化している。「思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである。したがって、すべての市民は、法律によ

⁴⁵ F. LUCHAIRE, « Le conseil constitutionnel et la souveraineté nationale », *R.D.P.* n°6, 1991, pp.1499-1500.

⁴⁶ D. LOCHAK, « L'étranger et les droits de l'homme », *op.cit.*, p.621 et p.628.

⁴⁷ M. BORGETTO, *op.cit.*, p.59.

⁴⁸ M. TROPER, « La notion de citoyen sous la Révolution française », *op.cit.*, p.303.

で定められた場合にその自由の濫用について責任を負うほかは、自由に、話し、書き、印刷することができる」と規定されている⁴⁹。

第二に、「人 (homme)」または「何人も～ない (nul homme)」という言葉が用いられているケースがある。これは、「社会」を考慮せずに考えることのできる自然権を対象とすることが問題となるとき、用いられている。第1条（「人 (les hommes) は、自由かつ権利において平等に生まれ、かつ生存する」）、第2条（人の自然的で時効によって消滅することのない権利とは「自由、所有、安全および圧政への抵抗である」）、第9条（「何人も (tout homme) 無罪と推定される…」）、第7条（「何人も (nul homme)、法律が定めた場合で、かつ、法律が定めた形式によらなければ、訴追も逮捕も拘禁もされてはならない(…)」）、或いはさらに第10条（「何人も (Nul)、その意見の故に、不安にされてはならない」）。

第三に、その権利が、より特別に「市民」に関係しているケースがある。それは第6条（「法律は、一般意思の表明である。すべての市民は、(…) その定立に参加する権利を持つ。(…) すべての市民は、法律の眼には平等であり、(…) 平等に一切の公的な位階、地位、職に就くことができる」）、第13条（「共同の分担金が必要である。それは、すべての市民の間に、等しく分配されなければならない」）、第14条（「すべての市民は、(…) 公的分担金の必要を(…) 確認する権利を有する」）である。

しかし、この最後のケースをよく見ると、外国人を排除して、特権的に市民のみに属するような特質を決めることは、ここでは問題とならない。問題となるのは、いかなる方法でも市民に拒否され得ない公民的な特質（平等な公務就任資格、法律の形成に参加する権利、公的分担金の平等な配分）を、単に定めているに過ぎない。トロベールの言葉を借りれば、「人権宣言が直接市民を定義していないとしても、人権宣言は、まさしく市民の政治的権利について規定しているのである」⁵⁰。

特にその第6条に関して、「すべての市民」に平等に公職に就くことを保障する行為は、革命家たちが公職から市民でない者を排除する意図を有していたことを証明しない限り、意味を持たないと考えられる。起草された第6条（すなわち、法律は「すべての者に対して同一でなければならない(…)。すべての市民は、法律の眼には平等であり、平等に就くことができる(…)」）において、平等な公務就任資格は「すべての者」に対する法適用の平等を述べたすぐ後に続いており、結果的に、宣言起草者の精神においては、権利の平等から生じているものであると考えられるからである⁵¹（以上、下線は引用者）。

⁴⁹ トロベールの分析によれば (*ibid.*, p.304)、ここで参照している「人」という用法から他の用法（「市民」）への変化は、「まさに『市民的諸権利 (droits civils)』と呼ばれる一定の自然権は、社会の中で行使される。したがって、人は市民になる」ということを、強調する役割を果たすためであると考えられるという。

⁵⁰ *Ibid.*, p.304.

⁵¹ S. RIALS, *La Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen*, Hachette, 1988, p.228.

さらに、これまでいかなる学説においても、法律の前の平等がフランス市民だけに限定されているということを主張する見解は存在しなかったことを確認しておく必要があるし、また、1789年宣言第13条の規定にもかかわらず、外国人が公的分担金や税金の負担に協力しなくても良いということを主張する者もいなかったことも指摘し得る⁵²。

EU市民への一定の公務の開放を承認した1991年7月23日憲法院判決の判例評釈において、リュシェールは、以下のように論じた。「この条文〔1789年宣言第6条〕は、フランス市民のみがそれを享受するとは述べていない。立法府は、それゆえ、他の権利享受者を加えることができる。(…)この解釈は、文法の面から正しいだけでなく、歴史的観点からも正しい。(…)人権宣言のこの条文は、ユダヤ人とプロテスタントがセカンド・ゾーンの国籍保持者と考えられていた時代に、すべての市民の間の平等原則を宣言することを目的としていた。この規定は、外国人に向けられたものではなかった。起草者たちは、反対に、大臣としてネッケル (NECKER) を要求し、ジュネーブ市民のルソー (Jean-Jacques ROUSSEAU) を強く愛したのである」⁵³ (下線は引用者)。

トロペールも同様に、人権宣言第6条の最後の文言は、「時代錯誤の解釈に基づいてのみ、国籍保持者を対象とするにとどまる」と結論づけている⁵⁴。

こうして、現代の公法学における少数説にあつては、1789年宣言の「市民」とは、必然的に国民のみを意味するものではないことが主張されている。

② この見解の根拠(2) —1789年宣言当時の議論

1789年宣言につき、現代の公法学者シュヴァリエ (Jean-Jacques CHVALLIER) は、「人権宣言は、何がフランス市民の特別な諸権利であるかをただ問題にしていたのではない。何が政治に関する人の一般的諸権利であるかを問題にしていたのである。人権宣言は、あらゆる部分社会の外で、抽象的に市民を考えていたのである」と述べている⁵⁵ (下線は引用者)。そこで、この宣言が採択された際、革命家たちがどのようにこの宣言を考えていたかを考察する必要がある。当時の立法者意思である。結論先取りで述べると、彼らはフランス人のためだけにこの宣言を策定したわけではないと考えられる。

まず、最初の草案の提出以降、ラファイエット (M.-J. LAFAYETTE) が、「永遠の真理を表明

⁵² Voir, G. VEDEL, « L'égalité », in *La déclaration des droits de l'homme et du citoyen de 1789*, La documentation française, 1990, pp.171 et s.

⁵³ F. LUCHAIRE, « Le conseil constitutionnel et la souveraineté nationale », *R.D.P.*, n°6, 1991, pp.1499-1500.

⁵⁴ M. TROPER, « La notion de citoyen sous la Révolution française », *op.cit.*, p.308.

⁵⁵ J.-J. CHEVALIER, *Histoire des institutions et des régimes politiques de la France moderne*, 7^{ème} éd., par O. CONAC, Dalloz, 1985, p.24.

することが問題なのであり、あらゆる制度はそこから生じなければならない]⁵⁶と強調し、さらに第1回憲法委員会の名において、シャンプイオン・ド・スイセ (J.M. CHAMPION DE CICÉ) が「この審議は、人の本質や性質から切り離すことのできないようにする自然から受け継いだ一つの力を、道徳と理性から受け継がれ、全ての中心に置かれた基本的真理に刻みつけることを目的とするのである」⁵⁷と強調して1789年宣言は議論されていった。議員たちはこの精神を踏襲し、その後例えば、1789年8月3日、デムーニエ (J-N. DÉMEUNIER) は、「この諸権利は、あらゆる時代、あらゆる国民のものである」⁵⁸と述べ、また、同年8月20日、デュケスノワ (A. DUQUESNOY) は、「この宣言は、あらゆる時代、あらゆる人民のものでなければならない。情勢が変化しようとも、それは革命の中心で不変のままではなければならない。法律 (loi) と法 [= 権利] (droit) は区別しなければならない。すなわち、法律は風習に似ており、国民的性格の様相を身にまとう。これに対して法 [= 権利] は、常に同じものである」⁵⁹と論じた。さらに、ペション (A. PÉTION) は、8月23日、「フランスのためだけでなく、人間一般のためにここで権利宣言をつくることが問題となるのである」と主張した⁶⁰ (下線は引用者)。

他方で、この1789年宣言に反対する者たちは、この「うんざりするような形而上学的長広告」や「公民てほどきの授業」の起草作業に入らないことを擁護する理由として、この宣言の普遍的性格を問題にしていた⁶¹。例えば、デルヴォー (Paul DELVAUX) によって行われた1789年宣言に関する憲法制定議会の議論の分析によれば、「人權の源は、基本的真理 (vérités premières) にある。すなわち、人間の心に刻み込まれた異論のない諸原理にある」⁶²とされ、バコ (Guillaume BACOT) によれば、「あらゆる傾向の議員たちによって、最も繰り返し恒常的に反復される主題の一つ」⁶³がその基本的真理であるとされる。1789年宣言に、時代を超越する、普遍的な性格を付与しようとする意思は、1789年7月と8月の多くの宣言草案にも同様に垣間みられる⁶⁴。例えば、タルジェ (TARGET) の「社会における人權宣言 (Déclaration des Droits de l'Homme en Société)」と題する権利宣言はその典型であり、「すべての人は、政治集団によって創設された職務および職を遂行する平等な権利 (droit égale de remplir les fonctions et les offices) を有する

⁵⁶ A.P., t.8, 11 juillet 1789, p.222.

⁵⁷ A.P., t.8, 27 juillet 1789, p.281.

⁵⁸ A.P., t.8, 3 août 1789, p.334.

⁵⁹ A.P., t.8, 20 août 1789, p.462.

⁶⁰ A.P., t.8, 23 août 1789, p.475. なお、上述の引用は、S. RIALS, *La Déclaration des Droits de l'Homme et du Citoyen*, op.cit., pp.351-352 によって再編集されたものによる。

⁶¹ G.BACOT, « Déclaration de 1789 et Constitution de 1958 », *R.D.P.*, 1985, p.690.

⁶² P.DELVAUX, « Analyse lexicale des débats de la Constituant sur la Déclaration des droits de l'homme », in *Droits Revue française de théorie juridique*, n°2, 1986, pp.23-33.

⁶³ G.BACOT, « Déclaration de 1789 et Constitution de 1958 », op.cit., p.695.

⁶⁴ 参照、S. RIALS, op.cit., pp.477 et s.

(…)」と規定している⁶⁵。これに対して、明確に「フランス人(un François)」 「フランス市民(Citoyen François)」を権利主体として記しているのは、アブレ (AVRAY) のような君主主義者の草案だけであった⁶⁶。

おわりに

以上の検討から、1789年宣言の「市民」観念は、これまで公法学説の通説的見解が唱えてきたように、当然に国籍保持者のみを意味するものではなく、また同宣言の制定当時においては、外国人を必ずしも排除することを企図していなかったと考えられる。国民議会の議員たちは「普遍主義的観点からのみ、この宣言の仕事を考えていたであろう」⁶⁷からである。1789年宣言は、現代の法実証主義とは異なり、自然法論的観点から起草されたものであり、その意味で、「普遍主義的」理解が導かれるべきものであると考えられる。

※ 本研究の一部は、2008年度科研費（若手研究（スタートアップ）・課題番号19830005）の助成を受けて収集した資料および専門家からの知識の提供に基づいている。

⁶⁵ *Ibid.*, p.608.

⁶⁶ « Constitution des droits d'un citoyen français », *Ibid.*, p.608.

⁶⁷ S. RIALS, *ibid.*, p.351 ; G. GUSDORF, « La France, pays des droits de l'homme », *Droits. Revue française de théorie juridique*, n° 8, 1988, p.23.